



# 鳥取県公報

平成13年 3月28日(水)  
号外第22号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（職員課） ..... 2  
 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（ " ） ..... 7  
 鳥取県部設置条例の一部を改正する条例（ " ） ..... 8

= 公布された条例のあらまし =

### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教育公務員である職員の大学院修学休業期間の2分の1の期間を退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算することとした。（第9条関係）
- 2 独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家の成立により文部科学省の職員からこれらの独立行政法人の職員となる者のこれらの独立行政法人における職員としての在職期間を県の職員としての引き続いた在職期間とみなすこととした。（附則関係）
- 3 定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例の適用を受ける者を定年に達する日の属する年度の前年度末までに退職した者（現行 定年に達する日から6月前までに退職した者）とすることとした。（第4条、第5条関係）
- 4 雇用保険法の基本手当の支給の条件に準じて支給する失業者の退職手当について、基本手当の所定給付日数の改正に伴う改正を行うこととした。（第15条関係）
- 5 施行期日
  - (1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1及び4は、平成13年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

### 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 次のとおり職員の定数を改めることとした。（第2条関係）

区 分	定 数	
	改 正 後	現 行
教育委員会の事務局及び学校 その他の教育機関の職員	2,473人	2,407人
県立学校の職員	2,244人	2,178人
県立学校の職員以外の職員	229人	229人
監査委員の事務局の職員	13人	12人
県費負担教職員	4,355人	4,352人

- 2 知事の承認を得て定数の外に置くことができる職員に、大学院に在学してその課程を履修するための休業をしている職員を加えることとした。（第2条関係）
- 3 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

## 鳥取県設置条例の一部を改正する条例

- 1 総務部の所掌事務の改正（第2条関係）
  - (1) 県の業務の実施状況の監察に関する事項を総務部の所掌事務とするとともに、工事の検査に関する事項を総務部（現行 土木部）の所掌事務とすることとした。
  - (2) その他他部の所掌に属しない事項から、防災及び消防に関する事項を除くこととした。
- 2 企画部の所掌事務の改正（第3条関係）
  - (1) 観光の振興に関する事項を企画部（現行 商工労働部）の所掌事務とすることとした。
  - (2) 自然公園に関する事項を加えることとした。
  - (3) 景観形成の推進に関する事項を企画部（現行 生活環境部）の所掌事務とすることとした。
- 3 生活環境部の所掌事務の改正（第5条関係）
  - (1) 環境政策の企画及び調整に関する事項を加えることとした。
  - (2) 環境の管理に関する事項を加えることとした。
  - (3) 男女共同参画社会に関する事項を生活環境部（現行 企画部）の所掌事務とすることとした。
  - (4) 住宅に関する事項を生活環境部（現行 土木部）の所掌事務とすることとした。
  - (5) 消防及び防災に関する事項を削除することとした。
- 4 商工労働部の所掌事務の改正（第6条関係）

流通に関する事項を農林水産部と共管の所掌事務とすることとした。
- 5 農林水産部の所掌事務の改正（第7条関係）

流通に関する事項を商工労働部と共管の所掌事務とすることとした。
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 7 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

---

## 条 例

---

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第15号**

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の基礎月額、同項の表2の項(3)に掲げる者であつて、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成12年鳥取県条例第63号）の施行の日（次条第2項において「施行日」という。）から平成15年3月31日までの間において定年に達する日前における直近の3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものにあつては、退職の日におけるその者の給料月額に次の表の年数の欄に掲げる退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とし、その他の者にあつては、退職の日におけるその者の給料月額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div>	<p>(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の基礎月額は、同項の表2の項(3)に掲げる者であつて、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成12年鳥取県条例第63号）の施行の日（次条第2項において「施行日」という。）から平成15年3月31日までの間において定年に達する日から6月前までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものにあつては、退職の日におけるその者の給料月額に次の表の年数の欄に掲げる退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とし、その他の者にあつては、退職の日におけるその者の給料月額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div>
<p>(整理退職等の場合の退職手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の基礎月額は、同項の表2の項(1)から(3)までに掲げる者であつて、定年に達する日前における直近の3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものにあつては、退職の日におけるその者の給料月額に次の表の年数の欄に掲げる退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とし、その他の者にあつては、退職の日におけるその者の給料月額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div>	<p>(整理退職等の場合の退職手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の基礎月額は、同項の表2の項(1)から(3)までに掲げる者であつて、定年に達する日から6月前までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものにあつては、退職の日におけるその者の給料月額に次の表の年数の欄に掲げる退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とし、その他の者にあつては、退職の日におけるその者の給料月額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div>
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）</p>

第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）又は知事が定める公共的機関の業務に従事させるための休職を除く。）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条の3の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5～8 略

(失業者の退職手当)

第15条 勤続期間6月以上で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数と同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法第23条第3項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。以下この条において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数

第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）又は知事が定める公共的機関の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5～8 略

(失業者の退職手当)

第15条 勤続期間6月以上で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して1年（当該1年の期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において同じ。）の期間内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第2号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) 略

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員等(職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者)にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)であったことがある者については、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3 勤続期間6月以上で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同法の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合に関しては、規則で定めるところにより、支給期間についての特例を定めることができる。

(1) 略

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第22条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第6項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額

2 前項第2号の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員等(職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者)にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)であったことがある者については、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3 勤続期間6月以上で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が退職の日の翌日から起算して1年の期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合ににおいて、規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項及び前項中「退職の日の翌日から起算して1年」とあるのは「退職の日の翌日から起算して1年と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないこと

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6～9 略

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

11～16 略

附 則

1～31 略

32 独立行政法人国立青年の家（以下「青年の家」という。）の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職していた者が、独立行政法人国立青年の家法（平成11年法律第169号）附則第2条の規定により青年の家の職員となり、かつ、引き続き青年の家の職員として在職した後引き続き職員となった場合に

を希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、1年に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、第1項中「当該1年の期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、第1項及び前項中「の期間内に失業している」とあるのは「内に失業している」とする。

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第22条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6～9 略

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第23条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) 知事が雇用保険法第23条第1項の規定の例によりその者を同項に規定する就職が困難な者であると認めた場合

(2) 略

(3) 略

(4) 略

11～16 略

附 則

1～31 略

おけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの文部科学省の職員としての引き続いた在職期間及び青年の家の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が青年の家を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 33 独立行政法人国立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職していた者が、独立行政法人国立少年自然の家法（平成11年法律第170号）附則第2条の規定により少年自然の家の職員となり、かつ、引き続き少年自然の家の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの文部科学省の職員としての引き続いた在職期間及び少年自然の家の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が少年自然の家を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第4項並びに第15条第1項から第5項まで及び第10項の改正並びに附則第3項の規定は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 新条例第15条の規定は、平成13年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第16号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,473人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,244人</u> イ 略 (3) 略 (4) 監査委員の事務局の職員 <u>13人</u> (5)～(10) 略 (11) 県費負担教職員 <u>4,355人</u> 2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。 (1)～(6) 略 (7) <u>大学院に在学してその課程を履修するための休業をしている職員</u></p>	<p>(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,407人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,178人</u> イ 略 (3) 略 (4) 監査委員の事務局の職員 <u>12人</u> (5)～(10) 略 (11) 県費負担教職員 <u>4,352人</u> 2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。 (1)～(6) 略</p>

## 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第17号

鳥取県設置条例の一部を改正する条例

鳥取県設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務部の所掌事務) 第2条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) 略 (9) <u>県の業務の実施状況の監察及び工事の検査に関する事項</u></p>	<p>(総務部の所掌事務) 第2条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) 略</p>

(10) その他他部の所掌に属しない事項 (消防及び防災に関する事項を除く。)

## (企画部の所掌事務)

第3条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 地域の振興に関する事項
- (3) 情報化の推進に関する事項
- (4) 交通政策及び鳥取空港の管理に関する事項
- (5) 統計に関する事項
- (6) 文化の振興に関する事項
- (7) 観光の振興に関する事項
- (8) 自然公園に関する事項
- (9) 景観形成の推進に関する事項

## (生活環境部の所掌事務)

第5条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境政策の企画及び調整に関する事項
- (2) 環境の保全及び自然の保護に関する事項
- (3) 環境の管理に関する事項
- (4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項
- (5) 食品衛生及び環境衛生に関する事項
- (6) 消費生活に関する事項
- (7) 県民の社会活動の推進に関する事項
- (8) 男女共同参画社会に関する事項
- (9) 住宅に関する事項

## (商工労働部の所掌事務)

第6条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 流通に関する事項 (農林水産部と共管)

## (農林水産部の所掌事務)

第7条 農林水産部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 流通に関する事項 (商工労働部と共管)
- (3) 略
- (4) 農畜産物の生産に関する事項
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

## (土木部の所掌事務)

第8条 土木部の所掌事務は、次のとおりとする。

(9) その他他部の所掌に属しない事項

## (企画部の所掌事務)

第3条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 情報化の推進に関する事項
- (3) 地域の振興に関する事項
- (4) 文化の振興に関する事項
- (5) 交通政策及び鳥取空港の管理に関する事項
- (6) 男女共同参画社会に関する事項
- (7) 統計に関する事項

## (生活環境部の所掌事務)

第5条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生及び環境衛生に関する事項
- (2) 消費生活に関する事項
- (3) 県民の社会活動の推進に関する事項
- (4) 環境の保全及び公害の防止に関する事項
- (5) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項
- (6) 自然の保護に関する事項
- (7) 景観形成の推進に関する事項
- (8) 消防及び防災に関する事項

## (商工労働部の所掌事務)

第6条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 観光の振興に関する事項
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

## (農林水産部の所掌事務)

第7条 農林水産部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 農畜産物の生産及び流通に関する事項
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

## (土木部の所掌事務)

第8条 土木部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) 略
- (8) 建築に関する事項
- (9) 略

- (1)～(7)
- (8) 住宅及び建築に関する事項
- (9) 略
- (10) 工事の検査に関する事項

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。